

山口県報

平成21年
3月31日
(火曜日)

目次

規則

地方独立行政法人山口県産業技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則
(新産業振興課).....一

山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則(経営金融課).....三

山口県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則(農業経営課).....三

山口県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(水産振興課).....四

山口県工事執行規則の一部を改正する規則(技術管理課).....五

山口県会計規則の一部を改正する規則(会計課).....五

山口県物品規則の一部を改正する規則(物品管理課).....六



地方独立行政法人山口県産業技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十四号

地方独立行政法人山口県産業技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。)(第二十二條第二項、第二十六條第一項、同条第二項第七号、第二十七條第一

項、第二十八條第一項、第二十九條第一項、第三十條第一項、第三十四條第一項及び第四項、第四十條第七項並びに第四十六條並びに地方独立行政法人法施行令(平成十五年政令第四百八十六号)第七條の規定に基づき、地方独立行政法人山口県産業技術センター(以下「法人」という。)の業務運営並びに財務及び会計について必要な事項を定めるものとする。

(業務方法書の記載事項)

第二条 法第二十二條第二項の業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 業務運営に関する基本方針

二 業務委託の基準

三 競争入札その他契約に関する基本的な事項

四 その他法人の業務の執行に関し必要な事項

(料金の上限の認可の申請)

第三条 法人は、法第二十三條第一項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 料金の種類及び上限

二 料金の上限の額の設定の根拠

三 料金の上限の範囲内において現実に徴収しようとする料金の額

四 料金の上限を変更しようとする場合にあつては、その理由

(中期計画の認可の申請)

第四条 法人は、法第二十六條第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、同項の中期計画(以下「中期計画」という。)(の期間の最初の事業年度の開始の日)の三十日前までに、申請書に当該中期計画を添えて知事に提出しなければならない。

2 法人は、法第二十六條第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、当該変更の内容及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(中期計画に定める事項)

第五条 法第二十六條第二項第七号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

二 業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためとるべき措置

三 法第四十條第四項の承認を受けた金額の使途

四 その他法人の業務運営に関し必要な事項

(年度計画)

第六条 法第二十七條第一項の年度計画においては、中期計画において定められた事項

のうち当該事業年度において実施すべき事項を定めなければならない。

2 法人は、前項の年度計画を変更したときは、当該変更の内容及びその理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績の報告)

第七条 法人は、法第二十八条第一項の規定による評価を受けようとするときは、事業年度の終了後三月以内に、当該事業年度の年度計画において定められた事項ごとにその実績を記載した報告書を地方独立行政法人山口県産業技術センター評価委員会(以下「評価委員会」という。)に提出しなければならない。

(中期目標に係る事業報告書の記載事項)

第八条 法第二十九条第一項の事業報告書には、中期目標において定められた事項ごとに、当該中期目標の期間における業務の実績を記載しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績の報告)

第九条 法人は、法第三十条第一項の規定による評価を受けようとするときは、中期目標の期間の終了後三月以内に、当該中期目標において定められた事項ごとに当該中期目標の期間における業務の実績を記載した報告書を評価委員会に提出しなければならない。

(財務諸表)

第十条 法第三十四条第一項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(平成十六年総務省告示第二百二十一号。以下「会計基準」という。)に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(財務諸表等の閲覧の期間)

第十一条 法第三十四条第四項の規則で定める期間は、五年とする。

(法第四十条第三項の規定による承認の申請)

第十二条 法人は、法第四十条第三項の規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 承認を受けようとする額

二 前号の額を充てようとする剰余金の使途

2 前項の申請書には、法第四十条第一項に規定する残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める書類を添えなければならない。

(法第四十条第四項の規定による承認の申請)

第十三条 法人は、法第四十条第四項の規定による承認を受けようとするときは、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、次に掲

げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める書類を添えなければならない。

(納付金の納付の手続)

第十四条 法人は、法第四十条第六項に規定する残余があるときは、当該規定による納付金の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添えて、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを知事に提出しなければならない。

(短期借入金金の認可の申請)

第十五条 法人は、法第四十一条第一項ただし書又は同条第二項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 借入れ又は借換えを必要とする理由

二 短期借入金金の額

三 借入先

四 短期借入金金の利率

五 短期借入金金の償還の方法及び期限

六 利息の支払の方法及び期限

七 その他知事が必要と認める事項

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第十六条 法人は、法第四十四条第一項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 譲渡し、又は担保に供しようとする土地の所在、地番、地目及び地積又は建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

二 譲渡し、又は担保に供しようとする土地又は建物の適正な見積価額

三 譲渡の対価、担保の提供に係る債権の価額その他の取引条件

四 譲渡又は担保の提供の方法

五 譲渡又は担保の提供をしても法人の業務の運営に支障がないと認める理由

(県の出資に係る土地及び建物の譲渡等に関する協議)

第十七条 法人は、県の出資に係る土地及び建物の全部又は一部を譲渡し、又は担保に

供しようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

2 前項の協議は、次に掲げる事項を記載した文書でしなければならない。

- 一 譲渡し、又は担保に供しようとする土地の所在、地番、地目及び地積又は建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- 二 譲渡し、又は担保に供しようとする土地又は建物の適正な見積価額

(特定償却資産の指定)

第十八条 知事は、法人が業務のために取得しようとしている償却資産についてその減価に対応する収益を得ることが見込まれないと認められる場合には、当該償却資産を特定償却資産(会計基準第一章第十一節第八十四の規定により、減価償却相当額を損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額する償却資産をいう。)として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、法人が償却資産を取得するまでの間に限り行うことができるものとする。

(常勤職員の数の報告)

第十九条 法第五十四条第一項の規定による報告は、書面により行わなければならない。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 法人の成立後最初の中期計画については、第四条第一項中「同項の中期計画(以下「中期計画」という。)(の期間の最初の事業年度の開始の日の三十日前までに」とあるのは、「法人の成立後遅滞なく」とする。

3 法第六十六条の規定により法人が承継した権利に係る財産のうち償却資産については、この規則の施行の日に、第十八条第一項の規定による指定があつたものとみなす。

山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十五号

山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十四年山口県規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十二の項中「公益法人(民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人)を「一般社団法人等(同号の一般社団法人等)」に改め、同表十三の項から十五の項までの規定中「公益法人」を「一般社団法人等」に改める。別表第二の一の項中「県若しくは市町が出資する公益法人」を「一般社団法人(その社員のうちに県があるものに限る。)(、一般財団法人(その基本財産の全部又は一部が県により拠出されているものに限る。)(」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に改正前の山口県中小企業高度化資金貸付規則の規定に基づいて貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。

山口県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十六号

山口県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県農業改良資金貸付規則(平成十四年山口県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

県は、毎年度予算の範囲内において、次に掲げるものに対し、農業改良資金を貸し付けるものとする。

一 農業者又はその組織する団体(以下「農業者等」という。)

二 農業者等が実施する法第二条に規定する農業改良措置を支援するため中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号。以下「連携促進法」という。)(第十一条第一項の認定中小企業者又は同項の認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が連携促進法第四条第二項第一号イに掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)(

第二条第二項中「農業者等」の下に「又は認定中小企業者」を加える。

第三条第一項中、「一農業者等」との下に、「及び一認定中小企業者」とを加える。

第四条第一項中「及び」を「並びに青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第二十三条第一項、」に改め、「第六条」の下に「、連携促進法第十一条第二項及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）第八条」を加え、同条第二項中「特定地域資金」の下に「並びに青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第二十三条第一項及び連携促進法第十一条第二項に規定する資金」を加える。第七条に次の一項を加える。

2 前項の農業改良資金貸付資格認定申請書には、法第七条第一項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 連携促進法第十一条第二項に規定する資金にあっては、連携促進法第四条第一項の認定を受けたことを証する書類の写し
- 二 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第八条に規定する資金にあっては、同法第四条第一項の認定を受けたことを証する書類の写し

第十三条第一号及び第十七条第二項中「農業者等」の下に「又は認定中小企業者」を加える。

別記第一号様式の添付書類を同添付書類1とし、同添付書類に次のように加える。

- 2 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第2項に規定する資金にあっては、同法第四条第3項の認定を受けたことを証する書類の写し
- 3 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第8条に規定する資金にあっては、同法第四条第1項の認定を受けたことを証する書類の写し

別記第三号様式の別紙中「農業者等」を「農業者等又は認定中小企業者」に改める。

別記第四号様式の注2及び3並びに別記第五号様式の添付書類1中「連携促進法」を「農業者等又は認定中小企業者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 一井 関成

山口県規則第四十七号

山口県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年山口県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3 この規則において、「認定中小企業者」とは、沿岸漁業従事者等が実施する沿岸漁業の経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を支援するため中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号。以下「連携促進法」という。）第十一条第一項の認定中小企業者又は同項の認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が連携促進法第四条第二項第二号八に掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者をいう。

第三条中「沿岸漁業従事者等」の下に、「又は認定中小企業者」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、認定中小企業者に対して貸し付けることができる沿岸漁業改善資金は、連携促進法第四条第二項第二号八に掲げる措置を行うのに必要な資金のうち中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第百三十四号）第五条第一項の表の上欄に掲げるものに限る。

第七条第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 連携促進法第十三条第二項に規定する資金にあっては、連携促進法第四条第一項の認定を受けたことを証する書類の写し

四 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号。以下「利用促進法」という。）第十条に規定する資金にあっては、利用促進法第四条第一項の認定を受けたことを証する書類の写し

別表の1の表の1 操船作業省力化機器等設置資金の項から3の2 燃料油消費節減機器等設置資金の項までの規定中「1年以内を含む。）」を「1年以内を含む。）」（連携促進法第十三条第二項に規定する資金にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）」、「利用促進法第十条に規定する資金にあっては9年以内（据置期間1年以内を含む。）」）に改め、同表の4 新繁殖技術導入資金の項中「含む。）」を「含む。）」（連携促進法第十三条第二項に規定する資金にあっては5年以内（据置期間3年以内を含む。）」、「利用促進法第十条に規定する資金にあっては5年以内（据置期間2年以内を含む。）」）に改め、

む。）」に改め、同表の4の2 資源管理型漁業推進資金の項及び4の3 環境対応型養殖業推進資金の項中「3年以内を含む。」を「3年以内を含む。」(漁獲促進法第13条第2項に規定する資金にあつては12年以内(据置期間5年以内を含む。))、利用促進法第10条に規定する資金にあつては12年以内(据置期間3年以内を含む。))に改め、別表の3の表の3 漁業経産開始資金の項中「含む。」を「含む。」(利用促進法第10条に規定する資金にあつては、12年以内(据置期間3年以内を含む。))に改め、別表の備考中「一沿岸漁業従事者等」を「一沿岸漁業従事者等又は一認定中小企業者」に改める。

別記第一号様式の添付書類中3を5とし、2の次に次のように加える。

- 3 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第13条第2項に規定する資金にあつては、同法第4条第1項の認定を受けたことを証する書類の写し
- 4 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第10条に規定する資金にあつては、同法第4条第1項の認定を受けたことを証する書類の写し

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十八号

山口県工事執行規則の一部を改正する規則

山口県工事執行規則(昭和四十九年山口県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第十項、第四十六条第三項及び第五十一条中「年三・七パーセント」を「年三・六パーセント」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に締結した契約については、なお従前の例による。

山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十九号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「及び競技式典課」を、「競技式典課及び障害者スポーツ大会課」に改める。

第二十八条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 法第二百三十一条の二第六項の規定による指定を受けた者(以下「指定代理納付者」という。)に納付させる歳入

第三十二条第二項中「観覧料」の下に、「指定代理納付者に納付させる歳入」を加える。

第三十六条の次に次の一条を加える。

(指定代理納付者の指定)

第三十六条の二 知事は、指定代理納付者の指定をしたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。その告示した事項に変更があつたときも、同様とする。

一 指定代理納付者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)

二 指定代理納付者に納付させる歳入

三 指定の期間

別表第一 山口県立安下庄高等学校の項及び山口県立美祢工業高等学校の項を削る。

別表第三 山口県立安下庄高等学校の出納員の項を次のように改める。

山口県立周防大島高等学校の出納員	山口県立周防大島高等学校
------------------	--------------

別表第四の十五の項中「副館長」を「総務課長」に改める。

別表第五(甲) 11需用費の項中「仕 様 書」を「仕 様 品 書」に改

め、同表16原材料費の項及び18備品購入費の項中「見 積 書」を

「見 積 品 書」に改める。

附 則
この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

山口県物品規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二 井 関 成

山口県規則第五十号

山口県物品規則の一部を改正する規則

山口県物品規則（昭和三十九年山口県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条の二」を「第十一条」に改める。

第十一条の二を削る。

第十二条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「直ちに当該購入契約の相手方から」を「遅滞なく」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該物品が、購入した後直ちに消費し、又は譲与するものである場合は、この限りでない。

第十二条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「当該物品購入契約締結同書を回付することにより、」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 課長等は、単独随意契約（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項の随意契約で、山口県会計規則第六十七条第二項の規定により見積書を提出させないで締結することができるものをいう。以下同じ。）によるうとするときは、前二項の規定にかかわらず、物品購入決議書兼物品購入契約締結同書（別記第一号様式の三）により当該物品の購入契約を締結することについての決裁を受け、又は決裁をした上、そのために必要な手続をしなければならない。

第十三条第七項中「当該物品購入決議書に当該物品購入通知書を添付してこれを回付することにより、」を削り、同条第八項中「直ちに当該購入契約の相手方から」を「遅滞なく」に改め、同条第九項中「前条第七項」を「前条第八項」に改める。

第十四条第二項中「当該資金前渡購入物品報告書を回付することにより」を削り、同条第四項中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改める。

第十五条第五項中「当該物品交換契約締結同書を回付することにより、」を削り、同条第六項中「直ちに当該交換契約の相手方から」を「遅滞なく」に改める。

第十七条第五項中「第十二条第四項後段」を「第十二条第五項後段」に改め、同条第六項中「当該物品寄附採納決議書を回付することにより、」を削り、同条第七項中「直ちに当該寄附をしようとする者から」を「遅滞なく」に改め、同条第八項中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改める。

第十八条第三項中「当該物品編入決議書を回付することにより、」を削り、同条第五項中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改める。

第十九条第二項中「第四項前段、第五項及び第六項」を「第五項前段、第六項及び第七項」に、「同条第四項前段」を「同条第五項前段」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第二十条第二項中「当該生産品処理調査を回付することにより、」を削り、同条第四項中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改める。

第二十一条第三項中「当該物品編入決議書を回付することにより、」を削り、同条第五項中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改める。

第二十二条第二項中「、当該貸付物品返還決議書を回付することにより」を削る。

第二十三条第二項中「当該物品取得決議書を回付することにより、」を削り、同条第四項中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改める。

第二十四条第一項中「符号、」を削り、同条第二項中「符号、」及び「符号については課、廠又は廠以外の出先機関ごとに別に物品管理課長が定める符号とし、」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 出納員等は、前二項の規定により備品に番号を付したときは、当該番号を当該備品の見やすい部分に表示しなければならない。

第二十五条第一項中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改める。

第二十七条第三項中「当該物品寄託契約締結同書を回付することにより」及び「当該物品保管施設借上契約締結同書を回付することにより」を削り、同条第五項中「、貸付物品返還決議書」とあるのは「寄託物品返還決議書」とを削る。

第二十八条第三項中「当該物品区分換え決議書又は生産品処理調査を回付することにより」を削る。

第三十条第三項中「当該物品交付決議書を回付することにより、」を削り、同条第四項中「当該物品交付請求決議書を回付することにより、」を削り、同条第八項中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改める。

第三十二条第三項中「当該物品が同項各号に掲げる物品以外の物品であるときは当該物品保管転換決議書を回付することにより、当該物品が同項各号に掲げる物品であるときは当該物品保管転換決議書又は同項各号に掲げる書類を回付することにより」を削り、同条第四項中「直ちに」の下に「物品保管転換受入決議書（別記第三十五号様式）

により決裁を受け、又は決裁をした上、「を」、「使用して」の下に、「当該通知をした課長等に対して当該物品の保管転換を受ける旨を通知するとともに」を加え、同条第八項中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改める。

第三十三条第三項後段を次のように改める。

この場合において、同条第二項本文中「物品保管転換決議書（別記第三十四号様式）」とあるのは、「物品保管転換決議書（別記第三十四号様式）又は第三十三条第一項に規定する書面」と読み替えるものとする。

第三十三条第四項中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改める。

第三十九条第三項中「物品管理システムを使用して」を「物品返納受入決議書（別記第四十五号様式）により」に、「通知し」を「通知するとともに」、会計管理者に当該物品の受入れの通知をし」を加え、同条第四項中「当該物品返納決議書を回付することにより、」を削る。

第四十二条第五項を削り、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 課長等は、単独随意契約によるときは、前二項の規定にかかわらず、物品修繕決議書兼物品修繕契約締結伺書（別記第一号様式の三）により当該物品の修繕についての請負契約を締結することについての決裁を受け、又は決裁をした上、そのために必要な手続をしなければならない。

第四十二条第七項中「当該物品修繕契約締結伺書を回付することにより、」を削り、同条第八項中「直ちに当該請負契約の相手方から」を「遅滞なく」に改める。

第四十五条第三項中「当該物品不用決定決議書又は生産品処理調書を回付することにより、」を削る。

第四十六条第四項中「当該物品売却契約締結伺書を回付することにより、」を削る。

第四十七条第四項中、「物品売却契約締結伺書」とあるのは「物品譲与契約締結伺書又は物品減額譲渡契約締結伺書」とを削る。

第四十八条第三項中「当該物品廃棄決議書又は生産品処理調書を回付することにより、」を削る。

第四十九条第三項中「当該公有財産編入決議書を回付することにより、」を削る。

第五十条第二項中「当該借入物品返還決議書を回付することにより、」を削る。

第五十一条第五項中「当該物品貸付契約締結伺書を回付することにより、」を削る。

第五十二条第三項中「当該占有動産受入決議書を回付することにより、」を削る。

第五十三条第二項中「当該占有動産払出決議書を回付することにより、」を削る。

第五十五条第三項中「亡失物品整理調書（別記第六十四号様式）又は亡失占有動産整理調書（別記第六十四号様式）により、」を削る。

第五十六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして、「（検査）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第五十六条の二 課長等は、少なくとも毎年度一回、その所管に属する備品の管理が適正に行われているかどうかについて、その指定する職員に検査を行わせなければならない。

2 前項の規定により指定された職員は、前項の検査を終了したときは、直ちにその結果を課長等に報告しなければならない。

第六十一条を第六十二条とし、第六十条の次に次の一条を加える。

（物品管理システムによる書類の作成）

第六十一条 次に掲げる書類は、物品管理システムを使用して作成しなければならない。

- 一 物品購入決議書及び物品修繕決議書
- 二 物品購入契約締結伺書及び物品修繕契約締結伺書
- 三 物品購入決議書兼物品購入契約締結伺書及び物品修繕決議書兼物品修繕契約締結伺書
- 四 物品購入伺書
- 五 物品受領証
- 六 物品寄附採納決議書
- 七 物品編入決議書
- 八 物品借入決議書
- 九 物品借入契約締結伺書
- 十 物品取得決議書
- 十一 物品交付請求決議書及び物品返納決議書
- 十二 物品保管転換決議書
- 十三 物品保管転換受入決議書
- 十四 物品返納受入決議書
- 十五 物品不用決定決議書
- 十六 物品廃棄決議書
- 十七 物品廃棄契約締結伺書
- 十八 借入物品返還決議書

別表第一の15中「専中い遊」を「専中い遊、専中せん両遊品」に改め、同表中17を19とし、16の次に次のように加える。

- 17 借入れをしていた物品を購入する場合の当該物品
- 18 特許権その他の権利を有する者以外の者から購入することができない物品

別記第一号様式の二中「下記の物品の受入れをする。」、「分任田納鳳」及び「会計課」を削り、同様式の次に次の一様式を加える。

第1号様式の3 (第12条、第42条関係)

整理番号

物品購入契約締結同書
物品修繕
物品修繕
物品修繕

決裁区分	課 名	発議年月日	決裁年月日	受入通知年月日	受入年月日	担当者
	
下記の物品の修繕購入をすることとし、契約を締結してよるしいか、お伺いします。 下記の物品の受入れの通知をする。		部長	部次長	課長	主査(総括)	
				会計課長	主査(総括)	
				物品管理課長	主査(総括)	
年度	会計	繰越	款	項	目	細目
歳出科目等	細目	名称	節	節	節	節
納期	納入場所	規格	数量	単位	単価(円)	金額(円)
						備考
計						
購入、購入の請求又は修繕の理由						
契約の方法	随意	契約	予定価格	市販価格	値引き率	円 円 %
備考						
契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称					

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
 - 2 この様式を扉において使用する場合には、決裁区分欄及び課名欄を省略すること。
 - 3 決裁欄は、本庁又は各庫の実情に応じ、これを適宜補正して使用することができる。

別記第三十号様式中「下記の物品の受入れ及び払出しをする。」、「分任出納員」及び「会計員」を記す。
 別記第三十四号様式中「下記の物品の受入れをする。」、「分任出納員」及び「会計員」を記す。

別記第三十号様式中「下記の公有財産の物品としての受入れをする。」、「分任出納員」及び「会計員」を記す。

別記第三十八号様式の二及び別記第三十号様式中「下記の物品の受入れをする。」、「分任出納員」及び「会計員」を記す。

別記第三十一号様式中「下記の物品を受入れする。」、「分任出納員」及び「会計員」を記す。

別記第三十三号様式を次のように改める。

第23号様式 削除

別記第三十六号様式中「下記の物品の保管施設への保管しをする。」、「分任出納員」及び「会計員」を記す。

別記第三十七号様式中「下記の物品の区分換えをする。」、「分任出納員」及び「会計員」を記す。

別記第三十一号様式中「下記の物品の受入れをする。」、「分任出納員」及び「会計員」を記す。

別記第三十一号様式中「下記の物品の払出しをする。」、「出納員」及び「分任出納員」及び「会計員」を記す。

別記第三十四号様式中「下記の物品の払出しをする。」、「分任出納員」及び「会計員」を記す。

別記第三十五号様式から別記第三十七号様式までを次のように改める。

第35号様式 (第32条関係) 物品保管転換受入決議書

決裁区分	課 名		受入通知年月日	受入年月日	担当者
発議年月日	決裁年月日	課長	主査 (総括)		
下記により物品の保管転換を受けてよろしいか、お伺いします。					
下記の物品の受入れの通知をする。					
品 目	規 格	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)
記 号 (整理記号)	番 号 (整理番号)	品 名			
()	()				
()	()				
()	()				
()	()				
保 管 転 換 の 理 由					

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
 - 2 この様式を廃において使用する場合には、決裁区分欄及び課名欄を省略すること。
 - 3 決裁欄は、本庁又は各庫の実情に応じ、これを適宜補正して使用することができる。

第36号様式及び第37号様式 削除
別記第四十五号様式を次のように改める。

第45号様式 (第39条関係) 物 品 返 納 受 入 決 議 書

決裁区分	課 名	課 長	主 査 (総括)	担 当 者
発議年月日	決裁年月日	受入通知年月日	受入年月日	
下記により物品の返納を受けてよろしいか、お伺いします。 下記の物品の受入れの通知をする。				
品 目	規 格	数 量	単 位	単 価 (円)
記 号 (整理記号)	番 号 (整理番号)	品 名		金 額 (円)
()	()			
()	()			
()	()			
()	()			
()	()			
返 納 元				
返 納 の 理 由				

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
 - 2 この様式を扉において使用する場合には、決裁区分欄及び課名欄を省略すること。
 - 3 決裁欄は、本庁又は各庁の実情に応じ、これを適宜補正して使用することができる。

別記第四十六号様式中「下記の物品の不用の決定をした旨通知があつたので、供覧する。」、「分任出納員」及び「会計員」を記す。

別記第四十九号様式の中に「下記の物品の払出しをする。」、「分任出納員」及び「会計員」を記す。

別記第五十一号様式の中に「下記の物品の払出しをする。」、「出納員」、「分任出納員」及び「会計員」を記す。

別記第五十三号様式、第五十四号様式及び第五十九号様式の中に「下記の物品の払出しをする。」、「分任出納員」及び「会計員」を記す。

別記第六十一号様式中「下記の占有財産の払出しをする。」、「分任出納員」及び「会計員」を記す。

別記第六十四号様式を次のように改める。

第64号様式 削除

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月三十一日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）